

平成22年3月31日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19530013
 研究課題名（和文） サヴィニー『現代ローマ法体系』の遺稿の翻刻・編集
 研究課題名（英文） Transcription and compilation of the manuscripts for “System of Modern Roman Law” by Savigny

研究代表者
 耳野 健二（MIMINO KENJI）
 京都産業大学・法学部・教授
 研究者番号：60271128

研究成果の概要（和文）：本研究は、ドイツ近代法学上の古典たるサヴィニー『現代ローマ法体系』に関わる遺稿（全体計画および第一巻相当部分、MS 925/11, Bl. 1-243）を解読することを主要な目的とする。そして研究の結果、対象となるすべての遺稿につき解読を完了し、このことにより、ドイツ近代法学史上の重要な著作の成立過程を知るための貴重な資料が得られた。わが国の法学はドイツ法学の影響を強く受けて発展してきた経緯があるため、本研究の成果は、わが国の法学の歴史的淵源をより深く、より精確に理解するための重要な手がかりを提供するものである。

研究成果の概要（英文）：The goal of my research project was mainly transcription and compilation of the original manuscripts for *System of Modern Roman Law*, one of the most important textbooks on European civil law, written by the influential German historical jurist, Friedrich Carl von Savigny (1779-1861). The important parts of the manuscripts for the first volume of this book were deciphered, transcribed and compiled and basic historical documents for various areas of law were obtained. The documents are particularly useful for understanding Japanese law because of its extensive German law roots.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	600,000	180,000	780,000
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：サヴィニー、現代ローマ法体系、体系、遺稿、歴史法学、パンデクテン

1. 研究開始当初の背景

(1) マールブルク大学が1970年代にサヴィニーの大量の遺稿を購入して以来、サヴィニー研究においては、それらの遺稿を重要な一次資料として用いるようになってきている。加えてドイツでは、それらの遺稿を翻刻・編集して公刊する研究事業が行なわれている。

(2) 申請者は、従来より研究活動において、サヴィニーの法思想の哲学的分析を実施してきたが、とりわけサヴィニーの主著たる『現代ローマ法体系』(以下『体系』と呼ぶ)に強い関心を抱いてきた。この『体系』は、近代私法学の理論的基礎を築いた著作として知られ、とりわけ民法学、国際私法学、法哲学等の諸分野において、今日にいたるまで繰り返し研究の対象とされてきた重要な作品である。

(3) 本研究では、(1) で言及した遺稿のうち、『体系』に関連する部分の約2分の1を扱う(MS. 925/11, Bl. 1-243)。

この遺稿については、これまでのところ、その一部が研究の対象となったことはあるものの、その全体像はいまだ明らかではない。そのため、その本格的な研究が待たれているところである。

ちなみに、申請者は今回対象となった遺稿の一部につき、すでに研究を実施した経験がある(拙著『サヴィニーの法思考——ドイツ近代法学における体系の概念』1998年、未來社、第6章、第7章)。

今回の研究において扱われる遺稿は、『体系』全体の計画に関わる部分、ならびに『体系』の第一巻に関わる部分を含んでいる。この遺稿には、サヴィニーによる自筆の草稿のほか、執筆メモや、同僚法学者のコメントなど、多様なものが含まれている。

これらの遺稿の解読がなされることで、近代法学史の重要な一次資料の内容が明らかにされることになり、『体系』の成立過程の解明や、サヴィニーの法思想の深層の解明など、西洋法制史の研究状況の一層の発展が見込まれる。

2. 研究の目的

著名な法学者フリードリヒ＝カール＝フォン＝サヴィニーの主著『現代ローマ法体系』に関する、サヴィニー自身による手書きの遺稿を解読し、活字化して編集することで、一般の使用に供する。だがこの遺稿は膨大なので、そのうち、とくに私法体系全体の計画および法の一般理論に関連する遺稿を取り上げ、その全体像の解明を試みる。あわせて、注釈と解説文の作成もおこなう。

3. 研究の方法

(1) 本研究はドイツ連邦共和国のフランクフルト大学法学部近代法史研究室との共同研究として実施された。同研究室の主任教授であるヨアヒム＝リュッケルト教授は、ドイツを代表する法史学者であり、とりわけサヴィニー研究において知られ、国際的にも指導的地位にある研究者である。

(2) 研究作業自体は、今回の研究の根幹である、サヴィニーの遺稿を正確に解読することを何より重視して取り組んだ。基本的な流れは次の通り。

①日本側が作成した下原稿(遺稿を活字化した本文のみを含み、脚注・解説文を含まない)298頁分をドイツ側に送付。

②ついで、この下原稿をドイツ側が遺稿のオリジナルと照合し、修正を加えて日本に返却する。

③これに日本側で、もう一度やはり遺稿のオリジナルと照合しながら下原稿の修正をおこなう。

4. 研究成果

(1) 3.「研究の方法」(2)に記した共同作業のプロセスに基づいて、以下のとおり解読作業を実施した。すなわち、2007年度は、下原稿のうち1-62頁について第一回目の解読作業を実施した。2008年度は、1-62頁の第二回目の解読作業を実施するとともに、63-180頁につき第一回目の解読作業を実施した。2009年度は181-298頁につき、第一回目の解読作業を実施した。

以上の研究作業により、対象となったすべ

ての遺稿につき、少なくとも一度は解説を実施することができた。これにより、これまで詳細の知られていなかった重要な史料につきその内実が明らかになった。その結果、西洋法制史上の基礎的な一次資料の整備への足がかりを得るとともに、近代法学史上の重要著作の成立過程に関する重要な知見が得られた。いずれも国際的な水準でドイツ近代法学史研究の進展に寄与する画期的な研究成果である。

(2) 解説作業にともない、さらに次のような重要な知見と展望が得られた。

①「計画」を表わす史料の存在可能性について

総則編の計画を記した遺稿 B1. 3-17 が、『体系』の原型を示す可能性がある。

サヴィニーが述懐するところによれば、彼は『体系』の執筆を 1835 年の春に開始し、その際まず初めに「計画」を作成し、同年の秋から本文の草稿の作成に取り掛かったようである (Savigny, System I, S. XLIX)。

これまでこの「計画」の現物は知られていなかったが、上記遺稿 B1. 3-17 がこの「計画」(もしくはその一部)である可能性がある。もしそうであるなら、この遺稿は『体系』の原型を示すものとして、きわめて重要な学術的価値をもつと同時に、これまで知られていなかった重要史料が発見されたことになる。

②物権法・債務法の配列案の存在について

『体系』は西洋法制史を画する重要著作であるが、サヴィニーはこれを完成させることができないまま没した。そのため、『体系』の骨格たるいわゆるパンデクテン体系のうち、書物としては、総則編と債務法の一部のみが公刊されたにすぎず、他の各論については、内容は不明のままである。

ところが本研究が対象とする遺稿には、簡単な項目の配列にすぎないけれども、物権法と債務法の体系の草案が残されている (B1. 29-38, B1. 63-64)。

これらは、書かれないままに終わった各論の配列案だった可能性があり、そうだとすれば、これまで知るすべのなかった未完の各論(財産法)の姿を解明する手がかりが得られることになる。

③「序論」の草稿について

公刊された『体系』の第一巻には、長大な序論 [Vorrede] が付されている。この序論は、出版の経緯や謝辞のみを記した形式的なものではなく、50 頁にわたってサヴィニー自身の学問論、方法論等を詳細に論じた、綱領論文とも呼びうる重要なテキストである。

ところで、本研究の対象となった遺稿には、この「序論」の草稿と思われる遺稿が含まれている (B1. 87-102)。ここには、断章のかたちで多数の文章が記されており、このなかの幾つかが修正を加えられた上で「序論」の本文として採用されたようである。そこで、これらを手がかりに、さらに他の遺稿類も考慮して「序論」の成立過程を検討することが可能である。「序論」が重要な内容をもつテキストであるだけに、この課題は、サヴィニーの法思想を解明するうえで重要な意味がある。

④本文の成立過程を示す史料の存在可能性について

『体系』の法源論に関する遺稿 (B1. 184-209) が、『体系』の本文の成立過程を示す貴重な史料であるとともに、そのテキスト上の推敲跡の幾つかが、同僚法学者 (ルドルフおよびクレンツェ) の指摘に関連している可能性がある。この点との関連で、以下の二点を指摘することができる。

第一に、この遺稿の位置づけについて。

サヴィニーは、さきにもふれたとおり、『体系』の執筆作業について、1835 年の春に「計画」を作成し、同年の秋から本文の草稿の作成に取り掛かったようである。

ここで重要なのは、これまでのところ、本文の草稿、すなわち、公刊された『体系』のテキストへとつながる文章化された草稿の存在が、実はほとんど知られていない、ということである。

たしかに、本研究でもサヴィニーの大量の遺稿を対象とはしている。だがその多くは、文章化される以前のメモ書きやノートの類が多く、ここで取り上げた B1. 184-209 はその数少ない文章化された草稿なのである。

同様の性格をもつ草稿については、すでに H=キーフナーが § 52 の成立過程を論じた研究において、§ 52 に関するサヴィニーによる三つの草稿が詳細に紹介されてはいる。だが、それは、サヴィニー自身が主観的に把握していた『体系』の成立過程の記述に照らすと、

彼自身が記した成立時期とは異なる時期に成立したものであり、成立過程における位置づけについてさらなる検討を要する。

これに対して、本稿で取りあげた草稿 Bl. 184-209 は、サヴィニー自身が『体系』の成立過程として書き残した時期に成立した草稿である可能性がある。したがって、この草稿は、サヴィニー自身が『体系』の成立過程として主観的に把握していたプロセスの一部をなす可能性があり、この点で、この遺稿は、非常に大きな価値がある。

また、その成立時期について、さしあたりね「1835年の秋から1836年の春まで」に含まれる期間、と推測することができる。

第二に、草稿 Bl. 184-209に残された推敲跡の意義について。

草稿 Bl. 184-209には、幾つもサヴィニー自身による推敲の跡が残されている。いうまでもなく、このような推敲跡は、『体系』のテキストが成立する様をもっとも生き活きと示す重要な史料である。

興味深いことにこれらの推敲跡のいくつかは、ルドルフ (Bl. 104-107)、クレンツェ (Bl. 108-111) というサヴィニーの弟子たちの指摘に由来する可能性があり、『体系』の成立過程におけるサヴィニーの思考を追跡するにあたり、重要な手がかりを与えてくれる可能性がある。

とくにクレンツェのコメントは詳細にわたり、サヴィニーの草稿を相当に熟読したうえでのものでと推測される。サヴィニーが弟子や同僚の指摘に従って草稿に修正を加える様は、キープナーが紹介した § 52 の成立過程の研究にも見られたところであるが、そのようなある種の〈学問的共同性〉の一端がここでも確認できる。これもまた『体系』の成立過程の特質を示すものとして興味深い現象といえよう。

(3) 以上のように、本研究ではその成果として、『体系』という西洋法制史上の古典的著作について、その成立過程を明らかにするための重要な一次資料の解読に成功するとともに、数々の重要な知見の獲得に成功した。

加えて、それらの成果は、『体系』の成立過程の解明というさらなる課題への足がかりを与えてくれるものでもある。

『体系』は、ドイツ近代法学史上最も重要な古典的法学書でありながら、その詳細な成立過程はほとんど明らかになっていない。このような状況にあって、本研究の成果は、かかる重要な課題への扉を開く、きわめて貴重

な成果をもたらしてくれたのである。

5. 主な発表論文等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

耳野 健二 (MIMINO KENJI)

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号：60271128

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし